

第百三十六回国会 農林水産委員会 議 録 第十三号

平成八年五月二十四日(金曜日)

午後一時十分開議

出席委員

委員長 松前 仰君

理事 鈴木 宗男君

理事 松岡 利勝君

理事 初村謙一郎君

理事 井出 正一君

荒井 広幸君

岸本 光造君

七条 明君

浜田 靖一君

松下 忠洋君

森田 一君

木幡 弘道君

千葉 国男君

畑 英次郎君

矢上 雅義君

永井 哲男君

小沢 鋭仁君

藤田 スミ君

出席國務大臣

農林水産大臣 大原 一三君

出席政府委員

農林水産大臣官房長 高木 勇樹君

水産庁長官 東 久雄君

委員外の出席者

農林水産委員会調査室長 黒木 敏郎君

委員の異動

五月二十二日

辞任

千葉 国男君

補欠選任

福島 豊君

第一類第八号

農林水産委員会議録第十三号

平成八年五月二十四日

同日

辞任

福島 豊君

補欠選任

千葉 国男君

同日

辞任

宮本 一三君

補欠選任

吉田 公一君

同日

辞任

吉田 公一君

補欠選任

宮本 一三君

同日

辞任

吉田 公一君

補欠選任

宮本 一三君

同日

辞任

吉田 公一君

補欠選任

宮本 一三君

同日

辞任

吉田 公一君

補欠選任

宮本 一三君

同日

辞任

吉田 公一君

補欠選任

宮本 一三君

同日

辞任

吉田 公一君

補欠選任

宮本 一三君

が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松前委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松前委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松前委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、水産資源保護法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松前委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、水産資源保護法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松前委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、水産資源保護法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松前委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、水産資源保護法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松前委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、水産資源保護法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松前委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、水産資源保護法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松前委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、水産資源保護法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〔報告書は附録に掲載〕

○松前委員長 農林水産業の振興に関する件等について調査を進めます。

松岡利勝君外四名から、自由民主党、新進党、社会民主党・護憲連合、新党さきがけ及び日本共産党の共同提案による国連海洋法条約の実施に伴う漁業関係法律の施行等に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。初村謙一郎君。

○初村委員 私、自由民主党、新進党、社会民主党・護憲連合、新党さきがけ及び日本共産党を代表いたしまして、国連海洋法条約の実施に伴う漁業関係法律の施行等に関する件の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

国連海洋法条約の実施に伴う漁業関係法律の施行等に関する件(案)

我が国水産業を取り巻く状況は、周辺水域における資源状況の悪化に加え外国漁船の無秩序な操業等による国内漁獲量の減少、輸入水産物の増大等に伴う魚価の低下により漁業経営が年々悪化し、これと相まって漁業者の高齢化、後継者不足をもたらす等多くの困難に直面しており、その解決が喫緊の課題となっている。

こうした中で、今国会に提出された国連海洋法条約及びその実施のための関連法は、排他的経済水域の設定と海洋生物資源の保存・管理を義務付ける等今後の我が国水産業に大きな変革をもたらす内容を含んでいる。

よって政府は、漁業関係法の施行に当たっては、左記事項の実現に努め、漁業秩序の確立と水産業の健全な発展に万遺憾なきを期すべきで

ある。

記

一 二百海里の排他的経済水域については、新たな法制度に基づき我が国周辺水域に全面的に設定しすべての国の国民に同制度を適用するため、国連海洋法条約の趣旨を十分に踏まえた新たな日韓・日中漁業協定が速やかに締結されることとなるよう交渉に最善を尽くすとともに、交渉の経過等を踏まえ必要な措置をとること。

二 漁獲可能量制度の実施に当たっては、我が国漁業経営の持続的・安定的発展を旨とし、関係漁業者の意向を十分に反映させつつ、漁業実態を配慮した円滑な運用が行われるよう万全の措置を講ずること。

三 漁獲可能量について大臣管理量、都道府県別数量等への配分に当たっては、漁業者等関係者の意見を反映する体制を整備するなど公平の確保に努めること。

また、外国人に対する漁獲量の割当てに当たっては、国連海洋法条約の原則に則り、我が国漁業経営に及ぼす影響を十分配慮してこれを行うこと。

四 漁獲可能量遵守の実効が確保されるよう、採捕の数量等についての公表、助言、指導、勧告、採捕の停止等に係る各種措置が機動的に発動される体制の整備を図るとともに、正確な漁獲量を把握するための仕組みを整備すること。

これに関連し、重要な役割を果たすこととなる漁協システムの基盤と機能の強化に努めること。

五 漁獲可能量制度の定着に伴い、その公正かつ円滑な運用ができるよう、許可漁業、漁業権漁業、自由漁業並びに遊漁の在り方など現行の漁業制度について、適宜、必要な見直しを行うこと。

六 外国の水域あるいは公海漁場で操業する遠洋・沖合漁業については、我が国の漁業及び

関係地域において重要な位置にあること等を考慮し、国際協調の下、漁場及び操業条件の安定確保並びに国際競争力の強化等に努め、その経営の維持・発展を図ること。

七 最近における水産物の輸入の状況にかんがみ、漁業者、消費者等の立場に十分配慮しつつ、秩序ある輸入の実現に努めること。

八 漁業を二十一世紀にふさわしい魅力ある産業として確立するため、食料産業としての位置付けを明確にするともに、水産物の流通・消費並びに生産構造を含む活力ある漁業・漁村の将来について制度の在り方も含め早急に検討し、その実現に向けて必要な措置を講ずるなど水産諸施策を強力に展開すること。

右決議する。

以上の決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のところでございますので、御説明は省略させていただきます。何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○松前委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

松岡利勝君外四名提出の動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松前委員長 起立総員。よって、本動議のごとく決しました。

この際、ただいまの決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣大原一三君。

○大原国務大臣 ただいまの御決議につきまして、その御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、最善の努力を払ってまいれる所存でございます。

○松前委員長 ただいまの決議の議長に対する報告及び関係当局への参考送付の取り扱いにつきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松前委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時十九分散会

農林水産委員会議録第十一号中正誤

ページ 段行 誤 正
三三 八というところが 正
とということが